

東 教 第 2 1 8 6 号
平成 3 1 年 3 月 2 2 日

各市町教育委員会教育長 }
各市町立小・中学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

社会保険関係の事務手続について（通知）

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。
学校において社会保険事務が集中する年度末及び年度初めを迎えるに当たり、下記事項に留意して事務手続を円滑、適正に行ってくださいよう、お願いいたします。

各種事務手続に当たっては、「社会保険事務の手引」（以下「手引」という。）を御確認ください。

記

1 社会保険の資格喪失に係る事務手続

社会保険加入者が退職した場合は、被扶養者分も含め、全ての健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）を回収し、東部教育事務所まで御返却ください。

（1）健康保険証回収対象者

退職した社会保険適用職員（退職後 1 日空けて東部教育事務所管内の小中学校で任用される者は除く。）

（2）返却期限

- ・ 例月：退職した月の翌月 5 日
- ・ 平成 3 1 年 3 月下旬退職者：4 月 5 日（金）までに本人から回収した上で、下記の期日までに東部教育事務所まで返却してください。

返却期限：平成 3 1 年 4 月 1 9 日（金）

返却先：東部教育事務所 総務・給与担当

返却方法：持参又は郵送

（3）留意事項

- ・ 退職者の健康保険証は確実に回収してください。
- ・ 返却の際、健康保険証に赤マジック等で退職日を記入してください。
- ・ 退職後に健康保険証は使用できません。
- ・ 退職後、健康保険任意継続加入を希望される方は、希望者本人が協会けんぽで退職後 2 0 日以内に手続を行ってください。

2 社会保険の資格取得・保険料の算定に係る事務手続

(1) 資格取得対象者

資格要件を満たす臨時的任用職員及び短時間再任用職員 ※手引 1 ページ参照

(2) 提出書類

ア 社会保険手当額等報告書

※電子メールで提出。(報告先アドレス:n3727274@pref.saitama.lg.jp)

件名は、**【学校コード+学校名】【新規 or 変更 or 訂正】手当額等報告書の提出**にしてください。(例) **【48A99 東部小】【新規】**手当額等報告書の提出
作成に当たっては、手引 8～11 ページ参照。

イ (短時間再任用職員のみ) 別紙 1 社会保険の加入者報告

(3) 提出期限

報告対象者の発令日から 5 日以内

(4) 注意事項

月途中の任用の場合は、特に手当額にご留意ください。

報告した内容に誤りがあった場合は、速やかに御連絡の上、手当額等報告書の報告区分を必ず「訂正」に変更して送付してください。

3 社会保険加入者の被扶養者に係る事務手続

(1) 被扶養者の対象となる者

下記のア、イの要件を満たす者

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※上記に掲げる者以外の、3 親等内の親族は同一世帯に限る

イ 年間収入 130 万円未満 (60 歳以上又は障害者の場合は、年間収入 180 万円未満)

※同居の場合 収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満

※別居の場合 収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

(2) 提出書類

健康保険被扶養者(異動)届及び添付書類

※添付書類については、手引 5 ページ参照 **(H31 年度から変更あり。必ずご覧ください。)**

(3) 提出期限

事実発生後、速やかに御提出ください。

(4) 留意事項

平成 31 年度より「健康保険被扶養者(異動)届」の使用様式を変更しますので、ご注意ください。

4 その他

- ・その他の社会保険に係る事務手続については手引を御参照ください。
- ・健康保険証の配布については、現時点ではレターパックで送付を予定しています。送付の際は、電子メールにて事前連絡をします。
- ・該当職員には、別紙 2 「臨時的任用職員の方へ」、別紙 3 「再任用職員の方へ」を配布するなど周知をお願いします。

担当：総務・給与担当 戸来・山岸
電話：048-737-2727

別紙 1

学校名	
学校コード	

社会保険の加入者報告（短時間再任用職員）

職員氏名											
職員番号											
住 所	〒										
電話番号											
年金番号					—						

臨時的任用職員の方へ

平成31年3月

厚生年金保険・健康保険の取扱いについて

退職される臨時的任用職員の方で社会保険に加入されている場合は次のとおり取り扱いますので御確認ください。

1 退職後、東部教育事務所管内の小・中学校に臨時的任用職員として、再度勤務を命じられた場合

(1) 1日空いて任用される場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・健康保険被保険者証の返却の必要はありません。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。

(2) 1日も空けずに任用される場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・健康保険被保険者証の返却の必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。

2 退職後、東部教育事務所管外の小・中学校又は県立学校等に臨時的任用職員として、勤務を命じられた場合(埼玉県教育委員会の任用に限る)

(1) 1日空いて任用される場合

- ・退職日の翌々日で被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・健康保険被保険者証は返却していただきます。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・連続して社会保険料が控除されます。

(2) 1日も空けずに任用される場合

- ・退職日の翌日に被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・健康保険被保険者証は返却していただきます。
- ・連続して社会保険料が控除されます。

3 退職後、埼玉県教育委員会の任用により小・中学校又は県立学校等に任期付職員として、勤務を命じられた場合

- ・被保険者資格は喪失します。
- ・健康保険被保険者証は返却していただきます。
- ・公立学校共済組合の適用となります。

(裏面へ続く)

4 退職後(1～3以外)の健康保険制度への加入は以下の3つの選択肢があります。選択された健康保険の手続を行ってください。

- ・「国民健康保険」
- ・「協会けんぽの任意継続」
- ・「ご家族の健康保険(被扶養者)」

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	御家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	お住まいの市区町村 の国民健康保険担当	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	御家族の勤務先
加 入 条 件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あることが必要です。 退職日の翌日から <u>20日以内</u> に手続が必要です。	御家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。 ※御家族の勤務先にお問い合わせください。

東部教育事務所 総務・給与担当
電話 048-737-2727

再任用職員の方へ

平成31年3月

厚生年金保険・健康保険の取扱いについて

退職される再任用職員の方で社会保険に加入されている場合は次のとおり取り扱いますので御確認ください。

1 引き続き、次の再任用職員に任用された場合

(1) 短時間再任用職員(フルタイムの5分の3以上)

- ・被保険者資格は継続します。
- ・健康保険被保険者証の返却の必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。

(2) フルタイム再任用職員

- ・被保険者資格は喪失します。
- ・健康保険被保険者証は返却していただきます。
- ・公立学校共済組合の適用となります。

2 上記以外の場合(短時間再任用職員(フルタイムの5分の2以下)も含む。)

- ・被保険者資格は喪失します。
- ・健康保険被保険者証は返却していただきます。
- ・退職後の健康保険制度への加入は以下の3つの選択肢があります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	御家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	お住まいの市区町村 の国民健康保険担当	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	御家族の勤務先
加入 条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あることが必要です。退職日の翌日から <u>20日以内</u> に手続が必要です。	御家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。 ※御家族の勤務先にお問い合わせください。

東部教育事務所 総務・給与担当

電話 048-737-2727